

成年後見制度に係る伊丹市長による審判請求手続等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2に規定に基づき、後見開始の審判、保佐開始の審判又は補助開始の審判の請求（以下「審判請求」という。）を市長が行う場合の手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(審判請求の対象者)

第2条 市長が行う審判請求の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当し、後見、保佐又は補助を必要とすると認められるもののうち、配偶者又は2親等以内の親族（以下「配偶者等」という。）による審判請求の申立ての見込みのないものとする。ただし、3親等又は4親等の親族により審判請求が行われることが明らかであるときは、市長による審判請求は行わない。

(1) 本市に住所を有する者（次項に規定する者を除く。）で次のいずれかに該当する者

ア 認知症、知的障害又は精神障害等により判断能力が不十分であるため、日常生活を営むことに支障がある者

イ 認知症、知的障害又は精神障害等により判断能力が不十分であり、かつ、家族等に虐待を受けている者

(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条第1項に規定する住所地特例対象施設に入所している者（以下「住所地特例対象施設入居者」という。）で同法同条同項又は第2項の規定により本市の介護保険の被保険者である者（以下「本市の介護保険の被保険者」という。）であって、前号ア又はイのいずれかに該当する者

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する特例施設に入所している者（以下「特例施設入所者」という。）で同法同条同項又は第4項の規定により本市の介護給付費等の支給決定を受けている者（以下「本市の介護給付費等の支給決定を受けている者」という。）であって第1号ア又はイのいずれかに該当する者

2 次の各号のいずれかに該当する者については対象者としなない。ただし、関係市町村と協議の上、市長がやむを得ないと認めるときであって、前項第1号ア又はイのいずれかに該当する場合は対象者とすることができる。

(1) 市内の住所地特例対象施設入所者で本市の介護保険の被保険者でない者

(2) 市内の特例施設入所者のうち、本市の介護給付等の支給決定を受けている者でない者

（調査）

第3条 市長は、対象者に該当すると思われる者があるときは、本人又はその配偶者若しくは親族への面接等により、本人の判断能力や生活状況、配偶者等の有無、虐待の有無、財産争議の有無などを調査するものとする。

（配偶者等への審判請求の説明）

第4条 市長は、前条の調査により審判請求の必要があると認める場合において、対象者に配偶者等があるときは、それらの者に審判請求の必要性を説明し、審判請求を促すものとする。

（市長の申立て）

第5条 市長は、第3条の調査により対象者に該当すると認める者があるときは、その者について審判請求を行うものとする。

（費用負担）

第6条 市長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、審判の請求に係る費用を負担するもの

とする。

2 市長は、前項の規定により市長が負担した費用に関し、本人又は関係人が当該費用を負担すべき特別の事情があると判断したときは、家事事件手続法第28条第2項の規定による命令を促す申立てを家庭裁判所に対し行うものとする。ただし、本人が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、この限りでない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者

(2) 前号の者に準ずると市長が認める者

付 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。